

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3191号から第3198号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら}松村 ^{まさお}雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3191号から第3193号まででは、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3194号から第3198号まででは、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3191号】
- (2) 「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3192号及び第3193号】
- (3) 「旭区福祉保健センターにて受け付けていただいた令和5年4月17日付文書を回議された旨。施行文書」ほかの保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3194号から第3198号まで】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3191	令和5年4月21日	令和5年5月12日	令和5年5月18日	令和5年6月16日	個人	市長
3192 及び 3193	令和5年4月21日	令和5年5月12日	令和5年5月18日	令和5年6月16日	個人	市長
3194	令和5年5月1日	令和5年5月18日	令和5年5月22日	令和5年6月20日	個人	市長
3195 ～ 3198	令和5年5月1日	令和5年5月18日	令和5年5月30日	令和5年6月29日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3191	「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について(送付)」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当 ・ 個人の氏名及び住所 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当
3192 及び 3193	答申別表の「決定通知書記載の行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 条例第7条第2項第1号に該当 ・ 個人の氏名及び住所 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)	原処分妥当
3194 ～ 3198	答申別表に示す保有個人情報	保有個人情報不開示 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第2項に規定する、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示及び提出(以下「本人確認書類の提示等」という。)がなかったことから、当該本人であることの確認ができなかったため	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3191	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、特定年月日付の裁決書（特定文書番号）に係る審査請求人の主張の要旨が記載された行政文書であると解される。</p> <p>イ 本件開示請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定して開示した。本件審査請求文書は、特定年月日付特定文書番号の裁決書の謄本及びその送付文から成り、当該裁決書の謄本には、「裁決の理由は、別添の答申における判断と同様です」と記載され、特定番号の答申書が添付されている。実施機関は、送付文に記載された送付先住所及び氏名を、条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としている。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件審査請求文書以外の行政文書の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下、検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>本件開示請求書において審査請求人が開示を求めているのは、「特定年月日付特定文書番号・・・の裁決書に係る「審査請求人の主張の要旨」」であるが、当審査会で本件審査請求文書を確認したところ、裁決書謄本に添付されている特定番号の答申書には、まさに当該裁決書に係る審査請求人の主張の要旨が記載されていた。</p> <p>したがって、実施機関が本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことは、首肯できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

答申番号	判断の要旨																				
3192 及び 3193	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、特定年月日付の裁決書（特定文書番号）に係る当該審査請求の事案の概要が記載された行政文書であると解される。</p> <p>イ 本件開示請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定して開示した。本件審査請求文書は、特定年月日付特定文書番号の裁決書の謄本及びその送付文から成り、当該裁決書の謄本には、「裁決の理由は、別添の答申における判断と同様です」と記載され、特定番号の答申書が添付されている。実施機関は、送付文に記載された送付先住所及び氏名を、条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としている。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件審査請求文書以外の行政文書の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下、検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>本件開示請求書において審査請求人が開示を求めているのは、「特定年月日付特定文書番号・・・の裁決書に係る「事案の概要」」であるが、当審査会で本件審査請求文書を確認したところ、裁決書謄本に添付されている特定番号の答申書には、まさに当該裁決書に係る事案の概要が記されていた。</p> <p>したがって、実施機関が本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことは、首肯できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="244 969 1476 1216"> <thead> <tr> <th>答申番号</th> <th>諮問</th> <th>開示請求書記載の行政文書</th> <th>決定通知書記載の行政文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3192号</td> <td>令和5年6月16日 旭高第446号</td> <td rowspan="2">令和5年3月31日付旭高第2905号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」</td> <td rowspan="2">旭高第2905号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）</td> </tr> <tr> <td>第3193号</td> <td>令和5年6月16日 旭高第447号</td> </tr> </tbody> </table>			答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書	第3192号	令和5年6月16日 旭高第446号	令和5年3月31日付旭高第2905号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」	旭高第2905号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）	第3193号	令和5年6月16日 旭高第447号								
答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書																		
第3192号	令和5年6月16日 旭高第446号	令和5年3月31日付旭高第2905号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」	旭高第2905号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）																		
第3193号	令和5年6月16日 旭高第447号																				
3194 ～ 3198	<p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>実施機関は、本人確認書類の提示等がなかったため不開示としたと説明しており、審査請求人がこのことを争っていないことからすれば、法第77条第2項において義務付けられている本人確認書類の提示等はなかったものと認められ、実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="244 1559 1476 2074"> <thead> <tr> <th>答申番号</th> <th>諮問</th> <th>保有個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3194号</td> <td>令和5年6月20日 旭高第554号</td> <td>旭区福祉保健センターにて受付けて頂いた令和5年4月17日付文書を回議された旨。施行文書の開示を求める。（実施機関発行のマニュアル書を添付したので参照ください。）</td> </tr> <tr> <td>第3195号</td> <td>令和5年6月29日 旭高第623号</td> <td>令和5年4月27日旭高第177号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。</td> </tr> <tr> <td>第3196号</td> <td>令和5年6月29日 旭高第624号</td> <td>令和5年4月27日旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。</td> </tr> <tr> <td>第3197号</td> <td>令和5年6月29日 旭高第625号</td> <td>令和5年4月27日旭高第179号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。</td> </tr> <tr> <td>第3198号</td> <td>令和5年6月29日 旭高第626号</td> <td>令和5年4月27日旭高第181号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。</td> </tr> </tbody> </table>			答申番号	諮問	保有個人情報	第3194号	令和5年6月20日 旭高第554号	旭区福祉保健センターにて受付けて頂いた令和5年4月17日付文書を回議された旨。施行文書の開示を求める。（実施機関発行のマニュアル書を添付したので参照ください。）	第3195号	令和5年6月29日 旭高第623号	令和5年4月27日旭高第177号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。	第3196号	令和5年6月29日 旭高第624号	令和5年4月27日旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。	第3197号	令和5年6月29日 旭高第625号	令和5年4月27日旭高第179号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。	第3198号	令和5年6月29日 旭高第626号	令和5年4月27日旭高第181号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。
答申番号	諮問	保有個人情報																			
第3194号	令和5年6月20日 旭高第554号	旭区福祉保健センターにて受付けて頂いた令和5年4月17日付文書を回議された旨。施行文書の開示を求める。（実施機関発行のマニュアル書を添付したので参照ください。）																			
第3195号	令和5年6月29日 旭高第623号	令和5年4月27日旭高第177号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。																			
第3196号	令和5年6月29日 旭高第624号	令和5年4月27日旭高第178号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。																			
第3197号	令和5年6月29日 旭高第625号	令和5年4月27日旭高第179号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。																			
第3198号	令和5年6月29日 旭高第626号	令和5年4月27日旭高第181号発出に係る回議文書及び施行文書一式の閲覧開示を求める。																			

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第5号まで省略）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（開示請求の手続）

第77条（第1項省略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（第3項省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881